

BUNさんと廃棄物処理法に挑戦しよう！



今回の宿題は、超基本的ながら通知も知っていないとなかなか悩む問題でしたね。

宿題Q、産業廃棄物の定義に関する記述中、(1)～(5)のうち、誤っているものはどれか。

産業廃棄物とは事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、(1) 燃え殻、(2) 汚泥、(3) 土砂、(4) 廃油、(5) 廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類その他政令で定める廃棄物をいう。

【解説】

産業廃棄物は次のように定義されている。

(定義)

第2条(中略)

4 この法律において「産業廃棄物」とは、次に掲げる廃棄物をいう。

一 事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類その他政令で定める廃棄物

二 輸入された廃棄物(前号に掲げる廃棄物、船舶及び航空機の航行に伴い生ずる廃棄物(政令で定めるものに限る。第15条の4の5第1項において「航行廃棄物」という。)並びに本邦に入国する者が携帯する廃棄物(政令で定めるものに限る。同項において「携帯廃棄物」という。)を除く。)

したがって、(3)の「土砂」が誤り。

また、「輸入された廃棄物」は事業活動の有無を問わず「産業廃棄物」となる。

なお、第2条第4項第1号の「その他政令で定める廃棄物」とは、14種類ある。

これらは事業活動に伴って生じた廃棄物が該当し、事業活動を伴わずに生じた廃棄物は「産業廃棄物」には該当しない。

廃棄物処理法では「産業廃棄物」を具体的に定め、それ以外の廃棄物を「一般廃棄物」と定義している。

正解(3)

この問題は入門者で、教科書で条文を覚えた方は迷うこと無く答えられたでしょう。ところが、ある程度経験を積んで、特に建設系の廃棄物について勉強した方は迷うんですね。と言うのは、建設工事から排出される無機性の「汚泥」なども「土砂」ではないか？こちらはコーン指数 200 以下だと産業廃棄物の「汚泥」になるよなあ。などと。

これについては、相当マニアックになりますが、次の問題を。

～廃棄物処理問題～

Q、次のうち、誤っているものはどれか。

- (1) 建設現場内の掘削工事で排出した砂利を破砕したものは廃棄物でない。
- (2) 建設現場内の掘削工事で排出した岩石を破砕したものは廃棄物でない。
- (3) 建設現場内の掘削工事で排出した含水率が高く微細な泥状のものは産業廃棄物である。
- (4) 建設現場内の掘削工事で排出したコンクリート殻などは廃棄物でない。
- (5) 建設現場内の掘削工事で水を注入しながら削孔して生じた微細粒状物（くり粉）と水の混合物は産業廃棄物である。

【解説】

廃棄物は発生した時点で判断されるものであるが、「土砂及び専ら土地造成の目的となる土砂に準ずるもの」については廃棄物ではないと通知されている。（昭和46年10月16日環整第43号厚生省通知）したがって、これらのものを破砕しても廃棄物にはあたらない。

建設工事にかかる掘削工事に伴って排出されるもののうち、含水率が高く粒子が微細な泥状のものは、無機性汚泥として取り扱うことと通知され、泥状の状態とは、標準仕様ダンプトラックに山積みできず、その上を人が歩けない状態をいい、コーン指数がおおむね 200kN/m^2 以下又は一軸圧縮強度がおおむね 50kN/m^2 以下と通知されている。（平成23年3月30日環廃産第110329004号環境省通知）

また、工事現場の掘削工事などで排出されるコンクリート殻や金属くずなどは当然土砂ではないので、廃棄物として処理する必要がある。

正解（4）

今回の宿題はやはり建設系廃棄物関連で、現場ではなかなか悩ましい問題を。



宿題Q

次のうち、誤っているものはどれか。

- (1) 建設現場内から発生したコンクリート片など再生利用されるものであっても廃棄物である。
- (2) 建設現場内から発生した廃棄物でも埋め戻し可能なものは廃棄物ではない。
- (3) 建設現場内から発生した地山掘削からの土砂は廃棄物ではない。
- (4) 建設現場内の掘削孔から発生した泥状のものは廃棄物である。
- (5) 建設現場内の掘削孔から発生した泥状のものをプレスしたものは廃棄物である。